

下記の業務について、公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成31年4月2日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

静岡県産材製品需要拡大戦略策定支援業務委託

(2) 業務内容

東京圏及び静岡県内の木材製品マーケット、静岡県産材製品生産者の供給体制、今後の木材製品の需要動向を把握、分析する調査を実施し、調査結果に基づく静岡県産材製品需要拡大戦略の策定を支援する。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成31年10月31日まで

(4) 委託価格の限度額

8,800,000円（税込）

2 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 木材産業に関する調査、研究、コンサルティング等業務について、国又は地方公共団体と契約の実績があること。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与していると認められる者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用している者

3 選定基準

提出された企画提案書等書類の内容と説明に基づき総合的に審査して決定する。

4 手続等

(1) 担当部局

静岡県経済産業部森林・林業局林業振興課県産材利用班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館13階

電話番号 054-221-2612 FAX番号 054-221-2829 E-mail rinshin@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 配布期間

平成31年4月2日（火）から平成31年4月16日（火）午後5時まで

イ 配布場所

(ア) 上記(1)（紙配布、平日の午前9時から午後5時まで）

(イ) 県ホームページ (<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-380/index.html>) に掲載

(3) 参加表明

参加希望者は、平成31年4月16日（火）午後5時までに、上記(1)に直接持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送で、参加を表明すること。（郵送の場合は、提出期限日の午後5時必着）

(4) 企画提案書等の提出

参加希望者は、平成31年4月19日（金）午後5時までに、上記(1)に直接持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送で、次の書類を提出すること。（郵送の場合は、提出期限日の午後5時必着）

ア 企画提案書 10部

イ 見積書 1部

(5) 選定方法

ア 企画提案応募者が多数となった場合は、提出された企画提案書等による事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者を選定する。

イ 次によりプレゼンテーションを実施する。

(ア) 日時 平成31年4月25日（木）午後の指定した時間

(イ) 場所 静岡県庁東館13階 森林・林業局会議室

5 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 参加希望者への説明会は行わない。

(3) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 照会窓口は静岡県経済産業部森林・林業局林業振興課県産材利用班（電話番号 054-221-2612）とする。